

事 務 連 絡
平成 30 年 10 月 24 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
(その 23)

平成 30 年 7 月豪雨による災害発生に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いいたします。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関等に配布頂き、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促して頂きたい。

(平成 30 年 9 月 5 日付け事務連絡から、下線部、別紙 1、別紙 2 及びリーフレットを更新)

記

1 に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 5 条及び第 5 条の 2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 4 条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和 58 年厚生省告示第 14 号)第 5 条及び第 5 条の 2 並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 13 条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村の被保険者であって、別紙1に掲げる市町村の国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第5条の被保険者(市町村国保の被保険者)、平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者であって、別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者又は平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは船員保険法(昭和14年法律第73号)の被保険者若しくは被扶養者(被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。)若しくは国民健康保険法第19条の被保険者(国民健康保険組合の被保険者)であって、別紙2に掲げる健康保険組合等の被保険者若しくは被扶養者であること。

(2) 平成30年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成30年12月末までの診療、調剤及び訪問看護

なお、平成31年1月1日からの診療、調剤及び訪問看護については、保険者から交付された一部負担金等の猶予・免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払を猶予・免除すること。

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(別添)に準じて取り扱われたい。

別紙 1 （市町村国保・後期高齢者医療広域連合）

※今後、対象となる市町村等は、更新していく予定

○ 市町村

	都道府県	市町村
1	岐阜県	高山市
2		関市
3		中津川市
4		恵那市
5		美濃加茂市
6		可児市
7		山県市
8		飛騨市
9		本巣市
10		郡上市
11		下呂市
12		加茂郡坂祝町
13		加茂郡七宗町
14		加茂郡八百津町
15		加茂郡白川町
16		加茂郡東白川村
17		大野郡白川村
18		岐阜市
19		美濃市
20		加茂郡富加町
21		加茂郡川辺町
22	京都府	福知山市
23		綾部市

24		宮津市
25		京丹後市
26		南丹市
27		船井郡京丹波町
28		与謝郡伊根町
29		与謝郡与謝野町
30	兵庫県	豊岡市
31		篠山市
32		朝来市
33		宍粟市
34		赤穂郡上郡町
35		美方郡香美町
36		姫路市
37		西脇市
38		丹波市
39		多可郡多可町
40		佐用郡佐用町
41		養父市
42		たつの市
43		神崎郡市川町
44		神崎郡神河町
45	鳥取県	鳥取市
46		八頭郡若桜町
47		八頭郡智頭町
48		八頭郡八頭町
49		東伯郡三朝町
50		西伯郡南部町
51		西伯郡伯耆町

52		日野郡日南町
53		日野郡日野町
54		日野郡江府町
55	島根県	江津市
56		邑智郡川本町
57	岡山県	岡山市
58		倉敷市
59		玉野市
60		笠岡市
61		井原市
62		総社市
63		高梁市
64		新見市
65		瀬戸内市
66		赤磐市
67		真庭市
68		浅口市
69		都窪郡早島町
70		浅口郡里庄町
71		苫田郡鏡野町
72		英田郡西粟倉村
73		加賀郡吉備中央町
74		小田郡矢掛町
75		津山市
76		美作市
77		和気郡和気町
78	広島県	広島市
79		呉市

80		竹原市
81		三原市
82		尾道市
83		福山市
84		府中市
85		東広島市
86		江田島市
87		安芸郡府中町
88		安芸郡海田町
89		安芸郡熊野町
90		安芸郡坂町
91		三次市
92		庄原市
93	山口県	岩国市
94	愛媛県	今治市
95		宇和島市
96		大洲市
97		西予市
98		北宇和郡松野町
99		北宇和郡鬼北町
100		八幡浜市
101	高知県	安芸市
102		香南市
103		長岡郡本山町
104		宿毛市
105		土佐清水市
106		幡多郡三原村
107		幡多郡大月町

108	福岡県	飯塚市
109		久留米市

○ 後期高齢者医療広域連合

	広域連合
1	岐阜県後期高齢者医療広域連合
2	京都府後期高齢者医療広域連合
3	兵庫県後期高齢者医療広域連合
4	鳥取県後期高齢者医療広域連合
5	島根県後期高齢者医療広域連合
6	岡山県後期高齢者医療広域連合
7	広島県後期高齢者医療広域連合
8	山口県後期高齢者医療広域連合
9	愛媛県後期高齢者医療広域連合
10	高知県後期高齢者医療広域連合
11	福岡県後期高齢者医療広域連合

別紙２（被用者保険・国保組合）

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

○ 全国健康保険協会

○ 健康保険組合

① 災害救助法適用市町村に所在する健康保険組合

	健保組合名	住所地
1	KYB健康保険組合	可児市土田
2	青山商事健康保険組合	福山市王子町
3	イズミグループ健康保険組合	広島市西区
4	ウラベ健康保険組合	広島市西区
5	岡山県自動車販売健康保険組合	岡山市北区
6	岐阜繊維健康保険組合	岐阜市三歳町
7	倉敷中央病院健康保険組合	倉敷市美和
8	倉紡健康保険組合	倉敷市本町
9	来島どつく健康保険組合	今治市大西町
10	十六銀行健康保険組合	岐阜市神田町
11	中国銀行健康保険組合	岡山市北区
12	トマト銀行健康保険組合	岡山市北区
13	広島ガス電鉄健康保険組合	広島市中区
14	広島銀行健康保険組合	広島市南区
15	ベネッセグループ健康保険組合	岡山市北区

② 上記以外の健康保険組合

	健保組合名	所在地
1	ADEKA健康保険組合	東京都
2	AIG健康保険組合	東京都
3	ANAウイングス健康保険組合	東京都
4	ANAグループ健康保険組合	東京都
5	C&Rグループ健康保険組合	東京都
6	CTCグループ健康保険組合	東京都
7	GE健康保険組合	東京都
8	HOYA健康保険組合	東京都
9	IHG・ANAホテルズ健康保険組合	東京都
10	LIXIL健康保険組合	東京都

11	MSD健康保険組合	東京都
12	NIPPO健康保険組合	東京都
13	NOK健康保険組合	東京都
14	NTN健康保険組合	大阪府
15	SGホールディングスグループ健康保険組合	京都府
16	SMBC日興証券グループ健康保険組合	東京都
17	TOTO健康保険組合	福岡県
18	USEN－NEXT GROUP健康保険組合	大阪府
19	YG健康保険組合	東京都
20	アイシン健康保険組合	愛知県
21	愛知県情報サービス産業健康保険組合	愛知県
22	愛知県トラック事業健康保険組合	愛知県
23	愛知県農協健康保険組合	愛知県
24	愛鉄連健康保険組合	愛知県
25	青森銀行健康保険組合	青森県
26	旭化成健康保険組合	宮崎県
27	足利銀行健康保険組合	栃木県
28	尼崎機械金属健康保険組合	兵庫県
29	イオン健康保険組合	千葉県
30	石川県自動車販売店健康保険組合	石川県
31	石塚硝子健康保険組合	愛知県
32	イズミヤグループ健康保険組合	大阪府
33	伊藤忠連合健康保険組合	東京都
34	いなげや健康保険組合	東京都
35	イノアック健康保険組合	愛知県
36	茨城県自動車販売健康保険組合	茨城県
37	井門エンタープライズ健康保険組合	東京都
38	伊予銀行健康保険組合	愛媛県
39	伊予鉄道健康保険組合	愛媛県
40	印刷製本包装機械健康保険組合	東京都
41	宇部興産健康保険組合	山口県
42	永大産業健康保険組合	大阪府
43	エイベックス・グループ健康保険組合	東京都
44	エヌ・ティ・ティ健康保険組合	東京都
45	エム・オー・エー健康保険組合	静岡県
46	遠州鉄道健康保険組合	静岡県
47	王子製紙健康保険組合	東京都
48	大垣共立銀行健康保険組合	岐阜県
49	オークマ健康保険組合	愛知県

50	大阪織物商健康保険組合	大阪府
51	大阪金属問屋健康保険組合	大阪府
52	大阪工作機械健康保険組合	大阪府
53	大阪港湾健康保険組合	大阪府
54	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府
55	大阪自転車健康保険組合	大阪府
56	大阪自動車整備健康保険組合	大阪府
57	大阪装粧健康保険組合	大阪府
58	大阪鉄商健康保険組合	大阪府
59	大阪ニット健康保険組合	大阪府
60	大阪府貨物運送健康保険組合	大阪府
61	大阪府建築健康保険組合	大阪府
62	大阪婦人子供既製服健康保険組合	大阪府
63	大阪府石油健康保険組合	大阪府
64	大阪府電設工業健康保険組合	大阪府
65	大阪線材製品健康保険組合	大阪府
66	大阪薬業健康保険組合	大阪府
67	大阪読売健康保険組合	大阪府
68	大沢健康保険組合	東京都
69	大塚商会健康保険組合	東京都
70	大塚製薬健康保険組合	徳島県
71	オートバックス健康保険組合	東京都
72	沖電気工業健康保険組合	東京都
73	沖縄電力健康保険組合	沖縄県
74	小田急グループ健康保険組合	東京都
75	オリジン電気健康保険組合	埼玉県
76	外国運輸金融健康保険組合	東京都
77	花王健康保険組合	東京都
78	科学技術健康保険組合	埼玉県
79	片倉健康保険組合	東京都
80	学研健康保険組合	東京都
81	神奈川県医療従事者健康保険組合	神奈川県
82	神奈川県管工事業健康保険組合	神奈川県
83	神奈川県機器健康保険組合	神奈川県
84	神奈川県建設業健康保険組合	神奈川県
85	神奈川県自動車整備健康保険組合	神奈川県
86	神奈川県情報サービス産業健康保険組合	神奈川県
87	神奈川県食品製造健康保険組合	神奈川県
88	神奈川県石油業健康保険組合	神奈川県

89	神奈川県電子電気機器健康保険組合	神奈川県
90	神奈川県電設健康保険組合	神奈川県
91	神奈川県プラスチック事業健康保険組合	神奈川県
92	カネカ健康保険組合	大阪府
93	カルビー健康保険組合	栃木県
94	川崎重工業健康保険組合	兵庫県
95	管工業健康保険組合	東京都
96	観光産業健康保険組合	東京都
97	関西電力健康保険組合	大阪府
98	関東ITソフトウェア健康保険組合	東京都
99	関東めっき健康保険組合	東京都
100	キクチ健康保険組合	愛知県
101	北関東しんきん健康保険組合	群馬県
102	キタムラ健康保険組合	高知県
103	キッセイ健康保険組合	長野県
104	紀文健康保険組合	東京都
105	キヤノン健康保険組合	東京都
106	九州電力健康保険組合	福岡県
107	共栄火災健康保険組合	東京都
108	紀陽銀行健康保険組合	和歌山県
109	京三製作所健康保険組合	神奈川県
110	京都信用金庫健康保険組合	京都府
111	京都中央信用金庫健康保険組合	京都府
112	京都府農協健康保険組合	京都府
113	杏林健康保険組合	東京都
114	極東開発健康保険組合	兵庫県
115	近畿化粧品健康保険組合	大阪府
116	近畿車輛健康保険組合	大阪府
117	近畿しんきん健康保険組合	京都府
118	近畿電子産業健康保険組合	大阪府
119	近畿日本ツーリスト健康保険組合	東京都
120	クラシエ健康保険組合	大阪府
121	栗田健康保険組合	東京都
122	クレハ健康保険組合	福島県
123	くろがね健康保険組合	大阪府
124	黒田精工健康保険組合	神奈川県
125	群馬県農業団体健康保険組合	群馬県
126	経済産業関係法人健康保険組合	東京都
127	京阪グループ健康保険組合	大阪府

128	工機ホールディングス健康保険組合	茨城県
129	公庫関係健康保険組合	東京都
130	甲信越しんきん健康保険組合	長野県
131	合同製鐵健康保険組合	大阪府
132	神戸機械金属健康保険組合	兵庫県
133	神戸製鋼所健康保険組合	兵庫県
134	神戸電鉄健康保険組合	兵庫県
135	ゴールドウイン健康保険組合	富山県
136	コカ・コーラボトラーズジャパン健康保険組合	愛知県
137	国際興業健康保険組合	東京都
138	小倉記念病院健康保険組合	福岡県
139	駒井ハルテック健康保険組合	大阪府
140	小松製作所健康保険組合	東京都
141	コムシスホールディングス健康保険組合	東京都
142	五洋建設健康保険組合	東京都
143	雇用支援機構健康保険組合	千葉県
144	近藤紡績健康保険組合	愛知県
145	埼玉県農協健康保険組合	埼玉県
146	酒フーズ健康保険組合	東京都
147	サザビーリーグ健康保険組合	東京都
148	佐藤工業健康保険組合	東京都
149	サノヤス健康保険組合	大阪府
150	山陰自動車業健康保険組合	島根県
151	三協・立山健康保険組合	富山県
152	産業機械健康保険組合	東京都
153	産経健康保険組合	東京都
154	三晃金属工業健康保険組合	東京都
155	サントリー健康保険組合	大阪府
156	三陽商会健康保険組合	東京都
157	シーイーシー健康保険組合	東京都
158	ジェイアールグループ健康保険組合	東京都
159	JXTGグループ健康保険組合	神奈川県
160	ジェイティ健康保険組合	東京都
161	ジェイテクト健康保険組合	大阪府
162	ジェーシービー健康保険組合	東京都
163	滋賀県農協健康保険組合	滋賀県
164	静岡県金属工業健康保険組合	静岡県
165	静岡県自動車整備健康保険組合	静岡県
166	静岡県自動車販売健康保険組合	静岡県

167	静岡県信用金庫健康保険組合	静岡県
168	静岡県西部機械工業健康保険組合	静岡県
169	静岡県中部機械工業健康保険組合	静岡県
170	静岡県東部機械工業健康保険組合	静岡県
171	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県
172	静岡県農業団体健康保険組合	静岡県
173	静岡鉄道健康保険組合	静岡県
174	七十七銀行健康保険組合	宮城県
175	シティグループ健康保険組合	東京都
176	自動車振興会健康保険組合	東京都
177	シバタ工業健康保険組合	兵庫県
178	澁澤健康保険組合	東京都
179	シミックグループ健康保険組合	東京都
180	シャープ健康保険組合	大阪府
181	社会保険支払基金健康保険組合	東京都
182	出版健康保険組合	東京都
183	商船三井健康保険組合	東京都
184	昭和シェル健康保険組合	東京都
185	昭和電工健康保険組合	東京都
186	昭和電線健康保険組合	神奈川県
187	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ健康保険組合	東京都
188	神鋼商事健康保険組合	大阪府
189	人材派遣健康保険組合	東京都
190	新電元工業健康保険組合	埼玉県
191	新日鐵住金健康保険組合	東京都
192	新日鐵住金君津関連健康保険組合	千葉県
193	スズキ健康保険組合	静岡県
194	鈴屋健康保険組合	東京都
195	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合	東京都
196	住友化学健康保険組合	大阪府
197	住友共同電力健康保険組合	愛媛県
198	住友生命健康保険組合	大阪府
199	住友理工健康保険組合	愛知県
200	セイコーインスツル健康保険組合	千葉県
201	製紙工業健康保険組合	静岡県
202	西武健康保険組合	埼玉県
203	セーレン健康保険組合	福井県
204	関ヶ原石材健康保険組合	岐阜県
205	セキスイ健康保険組合	大阪府

206	石油製品販売健康保険組合	東京都
207	セコム健康保険組合	東京都
208	セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合	東京都
209	セメント商工健康保険組合	東京都
210	センコー健康保険組合	宮崎県
211	全国印刷工業健康保険組合	東京都
212	全国外食産業ジェフ健康保険組合	東京都
213	全国硝子業健康保険組合	東京都
214	全国商品取引業健康保険組合	東京都
215	全国信用保証協会健康保険組合	東京都
216	全国設計事務所健康保険組合	東京都
217	セントラルスポーツ健康保険組合	東京都
218	全日本空輸健康保険組合	東京都
219	全農健康保険組合	東京都
220	総合警備保障健康保険組合	東京都
221	倉庫業健康保険組合	東京都
222	双日健康保険組合	東京都
223	象印マホービン健康保険組合	大阪府
224	測量地質健康保険組合	東京都
225	ソニー健康保険組合	東京都
226	第一三共グループ健康保険組合	東京都
227	ダイエー健康保険組合	東京都
228	大王製紙健康保険組合	愛媛県
229	大建工業健康保険組合	大阪府
230	大正製薬健康保険組合	東京都
231	ダイセル健康保険組合	大阪府
232	大同特殊鋼健康保険組合	愛知県
233	大同メタル健康保険組合	愛知県
234	大日本印刷健康保険組合	東京都
235	大日本明治製糖健康保険組合	東京都
236	ダイハツ健康保険組合	大阪府
237	太平電業健康保険組合	東京都
238	太平洋セメント健康保険組合	東京都
239	ダイヘン健康保険組合	大阪府
240	太陽生命健康保険組合	東京都
241	大和証券グループ健康保険組合	東京都
242	大和ハウス工業健康保険組合	大阪府
243	宝グループ健康保険組合	京都府
244	タカラベルモント健康保険組合	大阪府

245	多木健康保険組合	兵庫県
246	タクマ健康保険組合	兵庫県
247	チノン健康保険組合	長野県
248	千葉県建設業健康保険組合	千葉県
249	千葉県食品製造健康保険組合	千葉県
250	中央ラジオ・テレビ健康保険組合	東京都
251	駐留軍要員健康保険組合	東京都
252	通信機器産業健康保険組合	東京都
253	ツカモトグループ健康保険組合	東京都
254	帝人グループ健康保険組合	愛媛県
255	電源開発健康保険組合	東京都
256	電興健康保険組合	東京都
257	電設工業健康保険組合	東京都
258	電線工業健康保険組合	大阪府
259	デンソー健康保険組合	愛知県
260	東亜道路健康保険組合	東京都
261	東海地区石油業健康保険組合	愛知県
262	東京アパレル健康保険組合	東京都
263	東京応化工業健康保険組合	神奈川県
264	東京織物健康保険組合	東京都
265	東京紙商健康保険組合	東京都
266	東京貨物運送健康保険組合	東京都
267	東京機器健康保険組合	東京都
268	東京金属事業健康保険組合	東京都
269	東京港運健康保険組合	東京都
270	東京広告業健康保険組合	東京都
271	東京実業健康保険組合	東京都
272	東京自動車教習所健康保険組合	東京都
273	東京自動車サービス健康保険組合	東京都
274	東京証券業健康保険組合	東京都
275	東京スター銀行健康保険組合	東京都
276	東京電子機械工業健康保険組合	東京都
277	東京都情報サービス産業健康保険組合	東京都
278	東京都食品健康保険組合	東京都
279	東京都土木建築健康保険組合	東京都
280	東京都ニット健康保険組合	東京都
281	東京都農林漁業団体健康保険組合	東京都
282	東京都木材産業健康保険組合	東京都
283	東京都洋菓子健康保険組合	東京都

284	東京文具販売健康保険組合	東京都
285	東京薬業健康保険組合	東京都
286	東光健康保険組合	埼玉県
287	東芝健康保険組合	神奈川県
288	東プレ健康保険組合	神奈川県
289	東洋水産健康保険組合	東京都
290	東洋製罐健康保険組合	東京都
291	東レ健康保険組合	滋賀県
292	トータルビューティー健康保険組合	京都府
293	徳洲会健康保険組合	大阪府
294	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構健康保険組合	東京都
295	栃木銀行健康保険組合	栃木県
296	栃木県トラック健康保険組合	栃木県
297	ドッドウェル健康保険組合	東京都
298	富山県自動車販売店健康保険組合	富山県
299	トヨタ関連部品健康保険組合	愛知県
300	トヨタ自動車健康保険組合	愛知県
301	豊田通商健康保険組合	愛知県
302	長瀬産業健康保険組合	大阪府
303	長野県機械金属健康保険組合	長野県
304	長野県自動車販売店健康保険組合	長野県
305	長野県農業協同組合健康保険組合	長野県
306	名古屋木材健康保険組合	愛知県
307	名古屋薬業健康保険組合	愛知県
308	南都銀行健康保険組合	奈良県
309	西日本パッケージング健康保険組合	大阪府
310	西日本プラスチック工業健康保険組合	大阪府
311	ニチアス健康保険組合	東京都
312	日活健康保険組合	東京都
313	日研グループ健康保険組合	東京都
314	日工健康保険組合	兵庫県
315	日産自動車健康保険組合	神奈川県
316	日清オイリオグループ健康保険組合	東京都
317	日新火災健康保険組合	東京都
318	日新製鋼健康保険組合	東京都
319	日清製粉健康保険組合	東京都
320	日生協健康保険組合	東京都
321	日曹健康保険組合	東京都
322	日東電工健康保険組合	大阪府

323	日本NCR健康保険組合	東京都
324	日本合成化学健康保険組合	大阪府
325	日本合板健康保険組合	東京都
326	日本発条健康保険組合	神奈川県
327	日本アイ・ビー・エム健康保険組合	東京都
328	日本板硝子健康保険組合	大阪府
329	日本ガイシ健康保険組合	愛知県
330	日本金型工業健康保険組合	東京都
331	日本銀行健康保険組合	東京都
332	日本ケミコン健康保険組合	東京都
333	日本高速道路健康保険組合	東京都
334	日本コロムビア健康保険組合	東京都
335	日本情報機器健康保険組合	東京都
336	日本信号健康保険組合	埼玉県
337	日本製鋼所健康保険組合	東京都
338	日本製粉健康保険組合	東京都
339	日本ゼオン健康保険組合	東京都
340	日本テキサスインスツルメンツ健康保険組合	東京都
341	日本道路健康保険組合	東京都
342	日本特殊陶業健康保険組合	愛知県
343	日本年金機構健康保険組合	東京都
344	日本ハム健康保険組合	大阪府
345	日本飛行機健康保険組合	神奈川県
346	日本ペイント健康保険組合	大阪府
347	日本放送協会健康保険組合	東京都
348	日本マクドナルド健康保険組合	東京都
349	日本ユニシス健康保険組合	東京都
350	ニューオータニ健康保険組合	東京都
351	農林水産関係法人健康保険組合	東京都
352	農林中央金庫健康保険組合	東京都
353	ノバルティス健康保険組合	東京都
354	野村健康保険組合	大阪府
355	パイロット健康保険組合	東京都
356	長谷工健康保険組合	東京都
357	パッケージ工業健康保険組合	東京都
358	パナソニック健康保険組合	大阪府
359	パレット健康保険組合	東京都
360	バンテック健康保険組合	神奈川県
361	バンドー化学健康保険組合	兵庫県

362	東日本電線工業健康保険組合	東京都
363	東淀川健康保険組合	大阪府
364	日立物流健康保険組合	東京都
365	百五銀行健康保険組合	三重県
366	兵庫県運輸業健康保険組合	兵庫県
367	ファイザー健康保険組合	東京都
368	フォーラムエンジニアリング健康保険組合	東京都
369	福井村田製作所健康保険組合	福井県
370	富国生命健康保険組合	東京都
371	フジクラ健康保険組合	東京都
372	不二サッシ健康保険組合	神奈川県
373	富士車輛健康保険組合	滋賀県
374	富士通健康保険組合	神奈川県
375	富士電機健康保険組合	東京都
376	フジパングループ健康保険組合	愛知県
377	富士フイルムグループ健康保険組合	神奈川県
378	不二家健康保険組合	東京都
379	双葉電子健康保険組合	千葉県
380	ブリヂストン健康保険組合	東京都
381	古河健康保険組合	東京都
382	平和堂健康保険組合	滋賀県
383	ベンチャーバンク健康保険組合	東京都
384	ぺんてる健康保険組合	東京都
385	法政大学健康保険組合	東京都
386	北海道医療健康保険組合	北海道
387	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合	北海道
388	北海道新聞社健康保険組合	北海道
389	北海道信用金庫健康保険組合	北海道
390	北國新聞健康保険組合	石川県
391	ボッシュ健康保険組合	埼玉県
392	ホンダ健康保険組合	東京都
393	マイクロソフト健康保険組合	東京都
394	前田道路健康保険組合	東京都
395	マキタ健康保険組合	愛知県
396	マツモトキヨシグループ健康保険組合	千葉県
397	丸全昭和運輸健康保険組合	神奈川県
398	丸八真綿健康保険組合	神奈川県
399	三浦グループ健康保険組合	愛媛県
400	三重県自動車販売健康保険組合	三重県

401	三重県農協健康保険組合	三重県
402	巴川製紙所健康保険組合	静岡県
403	ミサワホーム健康保険組合	東京都
404	三井 E&S 健康保険組合	千葉県
405	三井化学健康保険組合	東京都
406	三井住友海上健康保険組合	東京都
407	三井住友銀行健康保険組合	東京都
408	三井倉庫ホールディングス健康保険組合	東京都
409	三井物産健康保険組合	東京都
410	三菱UFJ銀行健康保険組合	東京都
411	三菱化工機健康保険組合	神奈川県
412	三菱瓦斯化学健康保険組合	東京都
413	三菱重工健康保険組合	東京都
414	三菱電機健康保険組合	東京都
415	三菱電機ビルテクノサービス健康保険組合	東京都
416	三菱マテリアル健康保険組合	東京都
417	ミネベアミツミ健康保険組合	長野県
418	みらかグループ健康保険組合	東京都
419	村田製作所健康保険組合	京都府
420	明治グループ健康保険組合	東京都
421	明治安田生命健康保険組合	東京都
422	メイテック健康保険組合	東京都
423	明電舎健康保険組合	東京都
424	名糖健康保険組合	東京都
425	メットライフ健康保険組合	東京都
426	森永健康保険組合	東京都
427	ヤクルト健康保険組合	東京都
428	安川電機健康保険組合	福岡県
429	安田日本興亜健康保険組合	東京都
430	山口県自動車販売健康保険組合	山口県
431	山崎製パン健康保険組合	東京都
432	ヤマザキマザック健康保険組合	愛知県
433	山善健康保険組合	大阪府
434	やまと健康保険組合	東京都
435	ヤマトグループ健康保険組合	東京都
436	山梨県自動車販売整備健康保険組合	山梨県
437	ヤマハ健康保険組合	静岡県
438	雪印メグミルク健康保険組合	東京都
439	雪の聖母会健康保険組合	福岡県

440	ユニーグループ健康保険組合	愛知県
441	ユニチカ健康保険組合	大阪府
442	ユニマツ健康保険組合	東京都
443	横河電機健康保険組合	東京都
444	横河ブリッジホールディングス健康保険組合	千葉県
445	横浜港運健康保険組合	神奈川県
446	吉野工業所健康保険組合	東京都
447	読売健康保険組合	東京都
448	楽天健康保険組合	東京都
449	ラサ工業健康保険組合	東京都
450	リーガル健康保険組合	千葉県
451	リクルート健康保険組合	東京都
452	理研健康保険組合	東京都
453	リコー三愛グループ健康保険組合	東京都
454	ルネサス健康保険組合	東京都
455	レンゴー健康保険組合	大阪府
456	労働者健康安全機構健康保険組合	東京都
457	ワークスアプリケーションズグループ健康保険組合	東京都
458	ワールド健康保険組合	兵庫県
459	早稲田大学健康保険組合	東京都

○ 国民健康保険組合

	国保組合名	所在地
1	全国左官タイル塗装業国保組合	東京都
2	中央建設国保組合	東京都
3	全国板金業国保組合	東京都
4	全国建設工事業国保組合	東京都
5	全国土木建築国保組合	東京都
6	全国歯科医師国民健康保険組合	栃木県
7	建設連合国保組合	愛知県
8	岐阜県医師国保組合	岐阜県
9	岐阜県建設国保組合	岐阜県
10	兵庫食糧国保組合	兵庫県
11	兵庫県食品国保組合	兵庫県

12	兵庫県歯科医師国保組合	兵庫県
13	兵庫県医師国保組合	兵庫県
14	兵庫県薬剤師国保組合	兵庫県
15	鳥取県医師国保組合	鳥取県
16	島根県医師国保組合	島根県
17	岡山県医師国保組合	岡山県
18	中四国薬剤師国保組合	岡山県
19	岡山県建設国保組合	岡山県
20	広島県歯科医師国保組合	広島県
21	広島県医師国保組合	広島県
22	広島県薬剤師国保組合	広島県
23	広島県建設国保組合	広島県
24	山口県医師国保組合	山口県
25	愛媛県医師国保組合	愛媛県
26	愛媛県歯科医師国保組合	愛媛県
27	高知県医師国保組合	高知県
28	福岡県歯科医師国保組合	福岡県
29	福岡県医師国保組合	福岡県
30	福岡県薬剤師国保組合	福岡県

○ 対応確認中の健康保険組合

	健保組合名	住所地
1	azbilグループ健康保険組合	東京都
2	DOWA健康保険組合	東京都
3	IHI グループ健康保険組合	東京都
4	J. フロント健康保険組合	大阪府
5	愛知県医療健康保険組合	愛知県
6	愛知県信用金庫健康保険組合	愛知県
7	アキレス健康保険組合	栃木県
8	朝日生命健康保険組合	東京都
9	あずさ健康保険組合	東京都

10	アステラス健康保険組合	東京都
11	麻生健康保険組合	福岡県
12	アベックス健康保険組合	愛知県
13	尼崎信用金庫健康保険組合	兵庫県
14	池田泉州銀行健康保険組合	大阪府
15	出光興産健康保険組合	千葉県
16	伊藤忠健康保険組合	大阪府
17	イマジカ健康保険組合	東京都
18	エア・ウォーター健康保険組合	北海道
19	エーアンドエーマテリアル健康保険組合	神奈川県
20	エーザイ健康保険組合	東京都
21	エクセディ健康保険組合	大阪府
22	エルナー健康保険組合	神奈川県
23	エンシュウ健康保険組合	静岡県
24	オカムラグループ健康保険組合	東京都
25	オンワード樫山健康保険組合	東京都
26	神奈川県鉄工業健康保険組合	神奈川県
27	関西テレビ放送健康保険組合	大阪府
28	グーグル健康保険組合	東京都
29	クラレ健康保険組合	大阪府
30	群馬県自動車販売健康保険組合	群馬県
31	経済団体健康保険組合	東京都
32	京成電鉄健康保険組合	東京都
33	鴻池健康保険組合	大阪府
34	コニカミノルタ健康保険組合	東京都
35	コロナ健康保険組合	新潟県
36	サーラグループ健康保険組合	愛知県
37	さいしん健康保険組合	埼玉県
38	サカイ健康保険組合	福井県
39	佐賀銀行健康保険組合	佐賀県
40	サクサ健康保険組合	神奈川県
41	三機工業健康保険組合	東京都
42	ジーエス・ユアサ健康保険組合	京都府
43	静岡県電気工事業健康保険組合	静岡県
44	品川リファクトリーズ健康保険組合	岡山県
45	シンフォニアテクノロジー健康保険組合	三重県
46	セイコー健康保険組合	東京都
47	聖隷健康保険組合	静岡県
48	ソトー健康保険組合	愛知県

49	ダイキン工業健康保険組合	大阪府
50	大同生命健康保険組合	大阪府
51	ダイドーリミテッド健康保険組合	東京都
52	高島屋健康保険組合	大阪府
53	高田工業所健康保険組合	福岡県
54	近森会健康保険組合	高知県
55	千葉県自動車販売整備健康保険組合	千葉県
56	中国新聞健康保険組合	広島県
57	椿本チエイン健康保険組合	京都府
58	デパート健康保険組合	東京都
59	テルモ健康保険組合	東京都
60	天理よろづ相談所健康保険組合	奈良県
61	東京医科大学健康保険組合	東京都
62	東京化粧品健康保険組合	東京都
63	東京製本健康保険組合	東京都
64	東京都電機健康保険組合	東京都
65	東京都報道事業健康保険組合	東京都
66	豊島健康保険組合	愛知県
67	トヨタ車体健康保険組合	愛知県
68	トヨタ紡織健康保険組合	愛知県
69	中井健康保険組合	大阪府
70	ナブテスコグループ健康保険組合	兵庫県
71	日清紡健康保険組合	東京都
72	日本原子力発電健康保険組合	東京都
73	日本原燃健康保険組合	青森県
74	日本生命健康保険組合	大阪府
75	日本甜菜製糖健康保険組合	東京都
76	日本山村硝子健康保険組合	兵庫県
77	野村證券健康保険組合	東京都
78	日立健康保険組合	東京都
79	日野自動車健康保険組合	東京都
80	フィデア健康保険組合	山形県
81	不二越健康保険組合	富山県
82	プリマハム健康保険組合	東京都
83	ベisiaグループ健康保険組合	群馬県
84	報徳同栄健康保険組合	静岡県
85	ホトニクス・グループ健康保険組合	静岡県
86	マーレ健康保険組合	埼玉県
87	マルイチ健康保険組合	長野県

88	マルハニチロ健康保険組合	東京都
89	ミツウロコ健康保険組合	東京都
90	三菱商事健康保険組合	東京都
91	モリタ宮田工業健康保険組合	神奈川県
92	ヤマサ健康保険組合	千葉県
93	ヤンマー健康保険組合	大阪府
94	横浜ゴム健康保険組合	東京都
95	リケンテクノス健康保険組合	東京都
96	ロッテ健康保険組合	東京都

事 務 連 絡
平成25年 1 月 24 日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて

北海道における暴風雪被害に係る診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

記

1 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等について

（１）被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。

① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことがある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。

② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。

なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。

③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当

該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

（２）健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の２等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられたものに関する取扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の２等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。（以下の事務連絡参照。）

なお、減免措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災①」と記載するとともに、同一の患者について、減免措置等に係る明細書と減免措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を２枚１組にし、通常 of 明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、減免措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災②」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年８月７日保険発第82号）に基づき記載すること。

- ・災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成24年11月28日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
- ・暴風雪被害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）
- ・暴風雪に伴う被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

（３）被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、（２）の方法により行うものとする。

（４）調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成25年1月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

1. 事務連絡1(1)②関連(保険者を特定できた場合)

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- 被保険者証の「記号」は記録しない。
- 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

2. 事務連絡1(1)③関連(保険者を特定できない場合)

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
 - 「記号」は記録しない。
 - 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
 - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

3. 事務連絡1(2)関連

本事務連絡1(2)において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

4. 事務連絡1(4)関連(調剤レセプトの場合)

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。

平成30年7月豪雨で被災された方について、平成31年1月1日から医療機関等の窓口での取扱いが変わります。

1. 保険証の確認が必要となります

現在、被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、加入している医療保険者が分かる情報を確認することにより、保険診療として取り扱うこととなっていますが、平成31年1月1日からは、保険診療として取り扱う際には、被保険者証等の確認が必要となります。

2. 窓口での一部負担金等の支払いを猶予・免除する際には、保険者が発行する猶予・免除証明書の確認が必要となります(平成30年12月末までは証明書がなくても窓口での一部負担金等を受け取る必要はありません)

現在、以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありませんが、平成31年1月1日からは保険者が発行する一部負担金等の猶予・免除証明書を確認する必要があります。(被災地以外の医療機関・薬局においても同様です。)

(1)平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

- ①災害救助法適用市町村の市町村国保・介護保険及び災害救助法適用の市町村が所在する府県の後期高齢者医療
- ②協会けんぽ、一部の健保組合

(詳細は、厚生労働省HP「平成30年7月豪雨関連情報」における「平成30年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2)以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

証明書発行に関しては、各保険者へ問い合わせいただくよう周知ください。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[愛媛県]

今治市 宇和島市 大洲市 西予市 北宇和郡松野町 北宇和郡鬼北町 八幡浜市
愛媛県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[岡山県]

岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市
浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 苫田郡鏡野町 英田郡西栗倉村 加賀郡吉備中央町
小田郡矢掛町 津山市 美作市 和気郡和気町 岡山県後期高齢者医療広域連合
全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[岐阜県]

高山市 関市 中津川市 恵那市 美濃加茂市 可児市 山県市 飛騨市 本巣市 郡上市 下呂市
加茂郡坂祝町 加茂郡七宗町 加茂郡八百津町 加茂郡白川町 加茂郡東白川村 大野郡白川村
岐阜市 美濃市 加茂郡富加町 加茂郡川辺町 岐阜県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[京都府]

福知山市 綾部市 宮津市 京丹後市 南丹市 船井郡京丹波町 与謝郡伊根町 与謝郡与謝野町
京都府後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[広島県]

広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町
安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町 三次市 庄原市 広島県後期高齢者医療広域連合
全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[高知県]

安芸市 香南市 長岡郡本山町 宿毛市 土佐清水市 幡多郡三原村 幡多郡大月町
高知県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[山口県]

岩国市 山口県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証と②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[鳥取県]

鳥取市 東伯郡三朝町 西伯郡南部町 西伯郡伯耆町 日野郡日南町 日野郡日野町 日野郡江府町
八頭郡若桜町 八頭郡智頭町 八頭郡八頭町 鳥取県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[島根県]

江津市 邑智郡川本町 島根県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[福岡県]

飯塚市 久留米市 福岡県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[兵庫県]

豊岡市 篠山市 朝来市 宍粟市 赤穂郡上郡町 美方郡香美町 姫路市 西脇市 丹波市
多可郡多可町 佐用郡佐用町 養父市 たつの市 神崎郡市川町 神崎郡神河町
兵庫県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この**窓口での取扱い**は**平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は**、**①保険証**と**②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**